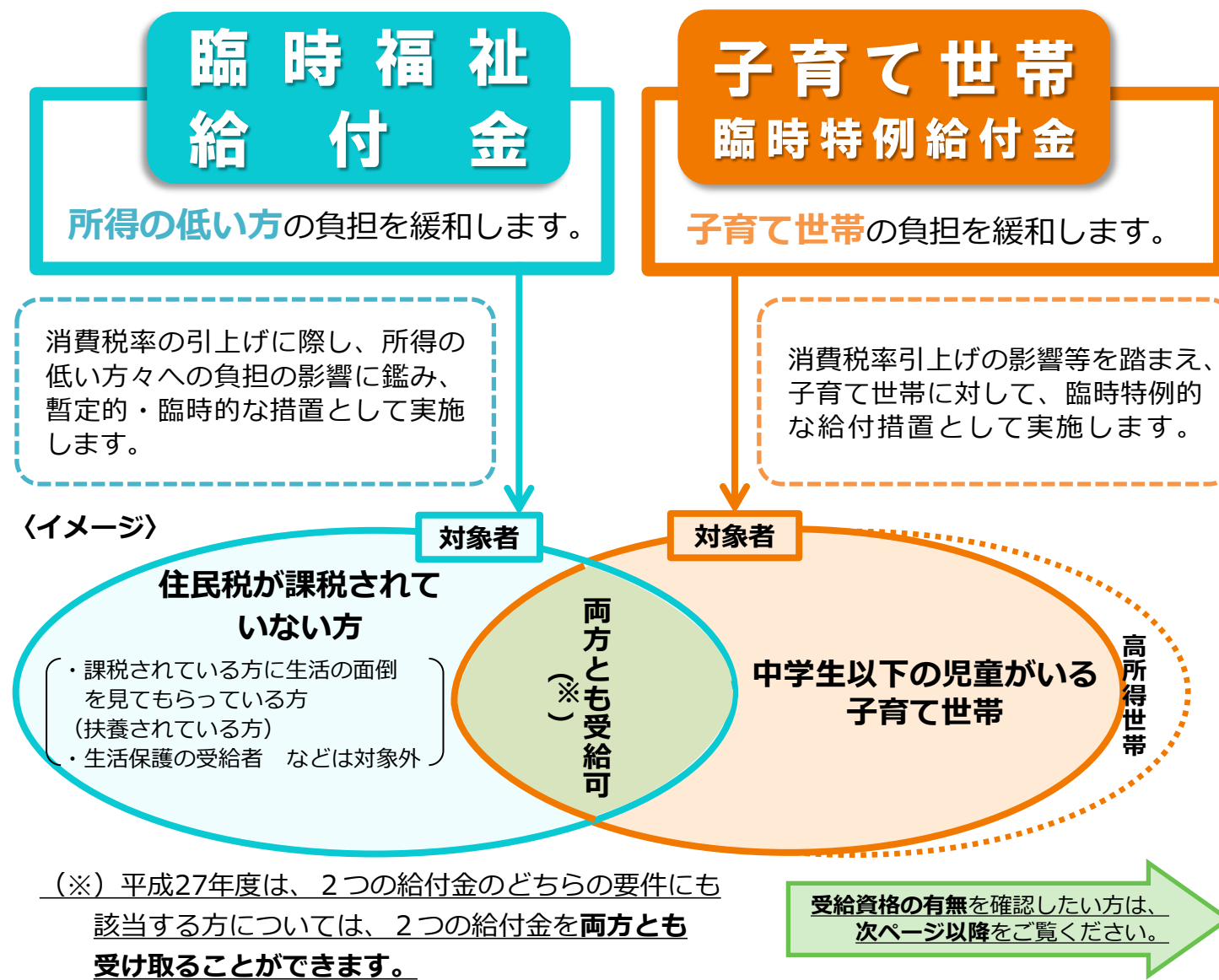


お知らせします。 2つの給付金(平成27年度)。



●「社会保障と税の一体改革」とは

社会保障制度を財政的にも仕組み的にも安定させることで、誰もが安心して利用できるようにするための改革です。

- 消費税率は、平成26年4月から8%に、平成29年4月から10%になります。
- 引上げ分は、すべて子育て、医療・介護、年金を充実・安定化するために使います。

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々や子育て世帯への影響を緩和するために、臨時的な措置として「2つの給付金」を支給します。

臨時福祉給付金

支給要件

● 支給対象者

・平成27年度分の住民税が課税されていない方が対象です。

※ただし、
 ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合(住民税において、課税者の扶養となっている場合)
 ・生活保護の受給者である場合 など

は対象となりません。

● 支給額

・1人につき 6,000円

● 基準日

・平成27年1月1日

(参考) 【住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)】

(給与所得者)		(公的年金等受給者)	
区分	非課税限度額※ (給与収入ベース)	区分	非課税限度額※ (年金収入ベース)
単身	100万円	単身	65歳以上 155万円
夫婦	156万円		65歳未満 105万円
夫婦子1人	205.7万円	夫婦	65歳以上 211万円
夫婦子2人	255.7万円		65歳未満 171.3万円

※生活保護基準の1級地(東京都23区等)における非課税限度額。

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

● 支給対象者

・平成27年6月分の児童手当を受給される方が対象です。

※ただし、特例給付(児童手当の所得制限額以上の方に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの)を受給される方は、対象となりません。

※児童手当の認定請求を失念する等して、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。

● 対象児童

・支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

● 支給額

・対象児童1人につき 3,000円

● 基準日

・平成27年5月31日

申請方法

臨時福祉給付金

- **申請先** : 中島村役場 保健福祉課
基準日（平成27年1月1日）時点で住民票が中島村にある方が対象です。
※一定の住居を持たない方でいずれの市区町村にも住民票がない方については、基準日の翌日以降であっても中島村で住民票の手続を行えば申請を行うことができます。
※DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに中島村にお住まいの方については、中島村で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。
- **申請期間** : 平成27年9月1日（火）～平成28年1月29日（金）
- **提出書類** : 対象と思われる方には8月下旬に申請書を郵送する予定です。

子育て世帯臨時特例給付金

- **申請先** : 中島村役場 保健福祉課
平成27年6月分の児童手当を中島村から受給される方が対象です。
※上記以外の方で、DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童は、中島村で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。
※公務員の方は、基準日（平成27年5月31日）時点で住民票が中島村にある方が対象です。（勤務先から案内がありますので、そちらもご確認ください。）
- **申請期間** : 平成27年6月24日（水）～9月30日（水）
- **提出書類** : 申請書は6月上旬に郵送しました。届いていない方はご連絡ください。

給付金の受取方法

- 申請書に記載した**指定口座に入金**されます。
※金融機関口座を持っていないなど、振込みによる支給が困難な場合に限り窓口で受け取ることができます。

ご注意

- 平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の**両方を受け取ることができます。**その場合、両方の給付金について、それぞれ申請が必要となります。
- 原則として、**申請期間外の申請**は受け付けられませんのでご注意ください。
- 申請期間などは、**各市区町村により異なります。**中島村以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。

Q 自分が住民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？

例えば、

- A**
- ・ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合
 - ・介護保険料決定通知書に記載されている「保険料の段階」で6段階以上となっている場合
 - ・ご自身の給与や年金の収入が2ページの（参考）の非課税限度額以上の場合
- には、基本的に住民税が課税されています。

Q 基準日の翌日以降に引っ越した場合の給付金の受取はどうなりますか？

- A**
- 臨時福祉給付金は、基準日（平成27年1月1日）時点で住民票のある市区町村から支給され、子育て世帯臨時特例給付金は、平成27年6月分の児童手当を受給される市区町村から支給されます。
具体的な申請期間や手続については、申請先の市区町村にお問い合わせください。

Q 基準日以降に生まれた場合や亡くなった場合は給付金の対象になりますか？

- A**
- 〔臨時福祉給付金〕
基準日（平成27年1月1日）に生まれた方は対象となりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象となりません。また、市区町村が支給決定するまでの間に亡くなられた方も対象にはなりません。
- 〔子育て世帯臨時特例給付金〕
基準日（平成27年5月31日）に生まれた児童は対象児童となりますが、基準日の翌日以降に生まれた児童は対象児童となりません。また、市区町村が支給決定がするまでの間に亡くなられた児童も対象児童にはなりません。

問い合わせ先

● 申請方法に関するお問い合わせ

中島村役場 保健福祉課

電話：0248(52)2174

● 制度に関するお問い合わせ

厚生労働省

みな いいきゅうふ
2つの給付金に関する専用ダイヤル：0570(037)192



「臨時福祉給付金」（簡素な給付措置）や「子育て世帯臨時特例給付金」の**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに市区町村や厚生労働省（の職員）などがかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））に御連絡ください。

